

ブルーカーボン・環境再生人材育成事業業務委託仕様書

1 業務の目的

高鍋町は令和7年度に「SDGs 未来都市」に選定され、「SDGs 未来都市計画」に基づき持続可能な地域づくりを推進している。

本業務は、同計画に位置付けられた取組として、蚊口浜における環境再生及びブルーカーボンに関する学習機会を創出し、地域資源の価値向上と持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

また、大学、研究機関、専門家等と連携した勉強会やフィールドワーク、町民向けワークショップを実施することで、環境再生に関する知識の習得や実践的な学びを促進するとともに、SDGs の理念を広く普及啓発し、将来的な担い手の育成につなげるものとする。

2 業務名

ブルーカーボン・環境再生人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

高鍋町内及び受託者が本業務を実施する上で必要とする場所

5 業務概要

本業務は、蚊口浜における環境再生及びブルーカーボンの取組を推進するため、次の事業を実施するものである。

- (1) 環境再生・ブルーカーボン勉強会
- (2) SDGs ブルーカーボン町民向けワークショップ

6 業務内容

受託者は、町及び関係機関と十分な連携を図り、次の業務を実施すること

- (1) 環境再生・ブルーカーボン勉強会の企画運営（担当課：地域政策課）

ア 実施回数

4回以上

イ 実施時間

1回当たり2時間程度

ウ 対象者

マリンレジャー関係者、水産・養殖関係者、高鍋町民、観光関係者等

エ 実施内容

- (ア) ブルーカーボンの仕組みや藻場再生に関する講義
- (イ) 全国の先進事例や実践事例の紹介
- (ウ) 蚊口浜における環境再生に向けた意見交換
- (エ) 現地でのフィールドワーク及び環境観察
- (オ) その他事業目的達成に資する内容

オ その他

講師は、本業務の実施内容に関する専門的知識及び実務経験を有する大学、研究機関又は専門家等の中から選定することとし、受託者において講師の招聘及び必要な連絡調整を行うこと。

(2) SDGs ブルーカーボン町民向けワークショップの企画運営（担当課：町民生活課）

ア 実施回数

4回以上

イ 実施時間

1回当たり2時間程度

ウ 対象者

高鍋町民（子どもから大人まで）

エ 実施内容

- (ア) 海洋環境や蚊口浜の現状を学ぶ体験型プログラム
- (イ) SDGs 目標 14「海の豊かさを守ろう」を中心とした学習
- (ウ) グループワークや意見交換
- (エ) 日常生活で実践できる環境行動の検討
- (オ) その他事業目的達成に資する内容

オ その他

参加者が主体的に参加できるよう、効果的なファシリテーション及びプログラム設計を行うこと。

(3) 広報・周知

- ア 町ホームページ、SNS、広報誌等で使用する広報素材を提供すること
- イ 参加者募集に係る広報・周知方法については、町と受託者が協議の上、実施すること

(4) 効果測定

- ア 各回において参加者アンケートを実施すること
- イ アンケートにはSDGsや環境保全に対する理解度・意識変化を把握できる項目を含めること
- ウ アンケートの実施方法及び設問内容については、町と受託者が協議の上、決

定すること

(5) 記録及び成果取りまとめ

- ア 各回の実施状況を写真等で記録すること
- イ 実施内容、参加人数、アンケート結果等を整理すること
- ウ 事業全体の成果、課題及び今後の展望を取りまとめた業務実績報告書を作成すること

7 実施体制及び打合せ

- (1) 契約締結後、速やかに実施計画書を提出すること
- (2) 各回開催前に町との事前協議を行うこと
- (3) 業務の進捗状況について町から求めがあった場合は報告を行うこと
- (4) 事故、苦情その他のトラブルが発生した場合は、速やかに町へ報告し指示を受けること

8 成果物

受託者は、業務完了後、次の成果物を提出すること

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) 各回の実施報告資料
 - ・配布資料
 - ・アンケート集計結果
 - ・写真データ
 - ・参加者数一覧
- (3) 作成した広報素材一式
- (4) 上記成果物の電子データ CD-ROM 1枚

9 成果物の帰属

本業務により新たに作成された成果物の著作権は町に帰属するものとする。ただし、受託者又は第三者が従前から保有する著作権その他の権利については、この限りでない。

10 安全管理

- (1) 受託者は、フィールドワーク等の実施にあたり、天候、海象その他の安全状況を十分確認すること
- (2) 必要に応じてライフジャケット等の安全装備を準備し、安全管理体制を整えること
- (3) 荒天その他安全上支障がある場合は、町と協議の上、中止又は延期等の対応を行うこと
- (4) 受託者は、フィールドワーク等の実施に当たり、必要に応じて参加者を対象

とした傷害保険等に加入するものとし、その費用は委託料に含むものとする。

11 経費負担

- (1) 本業務の実施に必要な資材、機材、消耗品、印刷費、通信費、運搬費その他業務遂行に必要な経費については、本仕様書に別段の定めがある場合を除き、受託者の負担とする。
- (2) 勉強会及びワークショップの実施に必要な教材、配布資料、フィールドワークに使用する資材及び備品については、受託者が準備するものとする。
- (3) 講師、専門家、研究機関等との連絡調整に要する経費並びに謝金及び旅費については、委託料に含むものとする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務により知り得た個人情報及び機密情報について、業務目的以外に使用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と受託者が協議の上決定する。
- (2) 業務の実施に当たっては関係法令を遵守すること

14 担当

所在地 〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地

名称 高鍋町役場 地域政策課 SDGs 推進室

担当 大森

電話 0983-26-2015

FAX 0983-23-6303

メールアドレス chiikiseisaku@town.takanabe.lg.jp